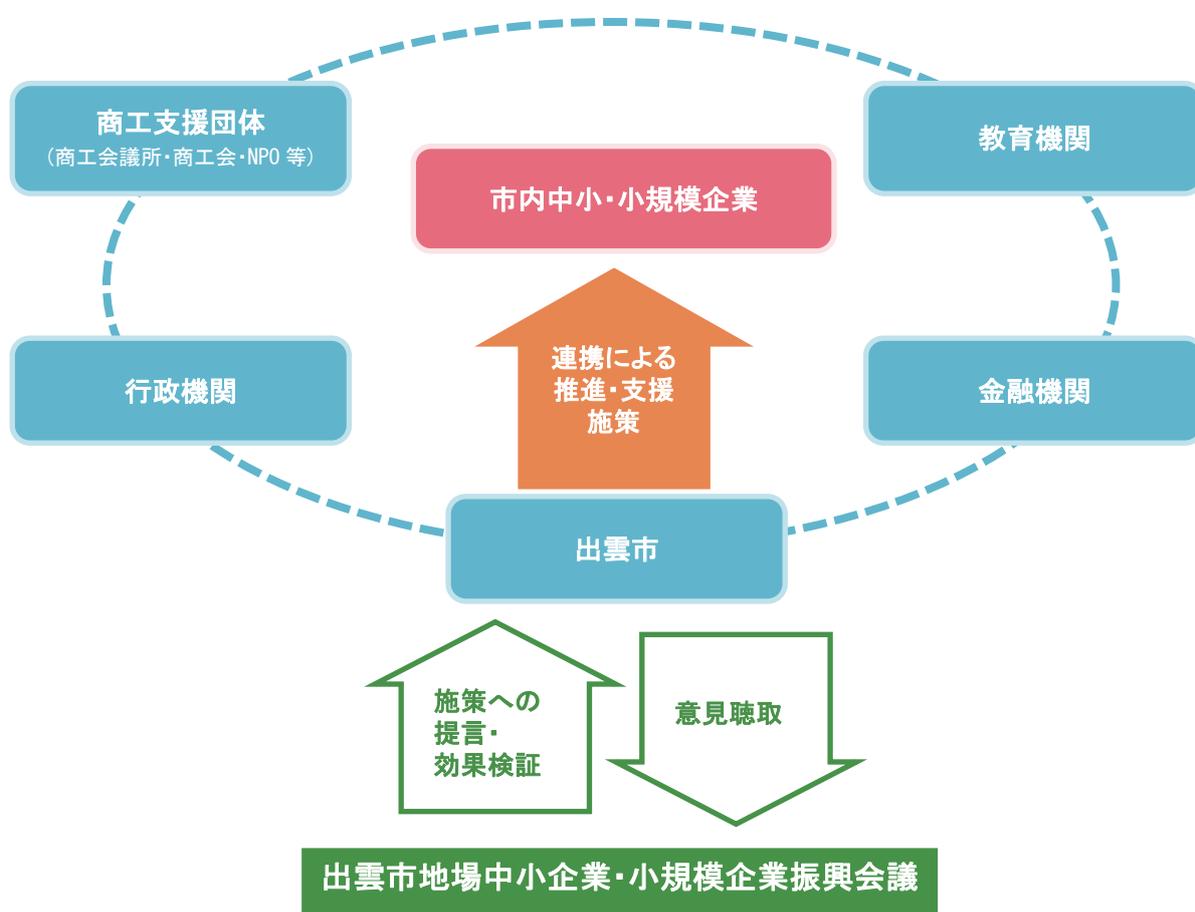


5. 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、市が中心となり関係団体等と積極的な連携を図り、本計画に即した推進・支援施策を実施する体制を維持することが必要です。一方、市内中小・小規模企業は推進・支援施策を活用しながらも、自助努力により経営課題を解決する姿勢が求められます。

本計画は、市が中心となり、商工団体、教育機関、金融機関等の連携による下図の体制により推進します。



(2) 関係団体等の役割

① 市の役割

市は、本計画に位置づけられた施策を着実に実施するため、必要な制度の整備や予算措置を行うとともに、市内中小・小規模企業、商工団体、金融機関、教育機関、市民、国、県、その他の関係機関と連携・協力して各施策を推進する役割を担います。

② 市内中小・小規模企業の役割

市内中小・小規模企業振興の着実な推進には、市内中小・小規模企業が主体となって取り組むことが必要不可欠です。市内中小・小規模企業には、刻々と変化する経営環境に対し、経営者自らの意識・行動の変革と不断の経営努力を重ね、自立経営を目指すことが求められています。

そして、経営者は、地域を支え会社を支えているのは、社員・従業員の存在であることを認識し、自社の利益追求のみにとどまらず、社員やその家族の幸せと、地域社会の持続的な発展をも目指す努力が求められます。その実現に向けて、市、商工団体、金融機関、教育機関等がしっかりと連携し事業活動することが望まれます。

③ 企業支援団体の役割

ア. 商工団体(商工会議所、商工会)

個々の市内中小・小規模企業の最も身近な経営相談窓口、経営支援機関として大きな役割を担い、市内中小・小規模企業の自主努力及び創意工夫による取り組みを財務、税務、労務、創業・事業承継等の側面から支援していくとともに、本計画の推進や支援団体間の連携、協力を一層強化し本市経済を振興していく役割が期待されます。

イ. 支援団体(NPO法人や出雲地区雇用推進協議会)

NPO法人は、個々の企業の成長に欠かせない、人材育成、企業間交流・マッチング、販路拡大等、ビジネス拡大を支援するとともに、本計画の推進や支援団体間の連携、協力を一層強化し本市経済を振興していく役割が期待されます。

出雲地区雇用推進協議会は、出雲公共職業安定所（ハローワーク出雲）と緊密な連携のもと、様々な活動を通じて若者の雇用対策、定住対策に取り組むことにより、市内企業の人材確保に対応していくことが期待されます。

④ 金融機関の役割

金融機関は、円滑な資金の供給や経営相談等による市内中小・小規模企業への支援のほか、独自のネットワークを大いに活用した取引企業の紹介やマッチング、販路開拓支援等により、市内中小・小規模企業の成長・発展への貢献が期待されます。また、これらの取り組みは商工団体と連携し、強力な支援体制を実現することが望まれます。

⑤ 教育機関の役割

教育委員会や学校は、次世代を担う人材を育てるうえで重要な役割を果たすことを認識し、市内中小・小規模企業と連携し、職場体験やインターンシップ等を通じ、児童・生徒の職業観・勤労観や市内中小・小規模企業への理解を深めることが期待されます。

⑥ 大企業の役割

大企業は、市内中小・小規模企業と同様に地域社会の一員として社会的責任があります。

また、自社の発展によって雇用の維持・拡大を図るとともに、市内中小・小規模企業により生産、製造される製品、物品の消費やサービスの利用等の協力や連携により、本市経済の発展に貢献することが期待されます。

⑦ 島根県の役割

県は、新型コロナウイルス感染症対策や円高、原油高による仕入単価への影響を抑制するための緩和策等、外部要因による市内中小・小規模企業への影響を緩和するための施策を展開することが望まれます。

また、島根創生の推進に向け、地域産業づくりや人材確保・育成について、観光振興や地域資源の活用、企業立地等それぞれの分野についてポイントとなる事業を充実強化していくことが期待されます。

⑧ 市民の役割

市民は、本市経済の発展や市民生活に不可欠な市内中小・小規模企業の役割を理解し、市内中小・小規模企業の製品の利用や商品・サービスの購入を通して、地域経済の活性化に協力することが期待されます。

(3) 進行管理

4. 計画の方針と推進施策で掲げた各推進施策については、P(P l a n : 計画)・D(D o : 実行)・C(C h e c k : 評価)・A(A c t : 改善)サイクルにより着実な推進を図ります。

出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議においては、施策の進捗確認や施策に対する意見の提言、期末時には各基本方針の目標数値の達成状況を評価・点検し、その効果検証を行います。市は、会議の提言や評価を受け、施策を改善し、計画、実行に移ります。

なお、計画期間は5か年度としていますが、新型コロナウイルス等による経済的影響は、計画を策定した令和4年度と令和5年度以降では大きな変化が生じることが予想されます。そうした変化に適時、適切に対応するため、必要に応じ計画期間中でも見直しを実施します。

